

第5章 地盤の沈下等

【告示】（地盤の沈下）

第十五条 地盤の沈下の影響については、地盤条件をもとに、当該施設の構造、載荷重及び当該施設の周辺の状況を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

（解釈）

④地盤の沈下

地盤の沈下とは、即時沈下、圧密沈下、不同沈下、側方変位等のことである。なお、地盤の沈下を評価するにあたっては、常時及び地震時の地殻変動による隆起・沈降・水平変位等の地盤の永久変位に留意する。

1 地盤の沈下

地盤の沈下とは、即時沈下、圧密沈下、不同沈下、側方変位等のことである。地盤の沈下による影響の評価にあたっては、地盤条件をもとに、対象施設の構造、載荷重、地震動等の作用を適切に考慮する必要がある。

地盤の沈下に関する検討にあたっては、【施】第2章3.5基礎の沈下を参考にすることができる。

2 常時及び地震時の地殻変動

日本列島では、海洋プレートの沈み込み等に伴う地殻の弾性変形に起因して、隆起・沈降・水平変位等の地盤の変位が常に生じている。また、大地震時には、断層運動に伴い、地殻に急激な弾性変形が生じ、それにより、周辺のかかなり広い地域に隆起・沈降・水平変位等の地盤の永久変位が生じる場合がある。これらを地殻変動という。

地殻変動の検討にあたっては、【作】第6章2地殻変動を参考にすることができる。